

2024年6月26日
国内事業部市民参加推進課

「草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン 2020年5月」一部改定について

「草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン 2020年5月」に関し、「海外渡航管理システム」の導入に合わせ、以下の改定を行います。

1. 「第2章 安全対策」の記載の差し替え

「第2章 安全対策」(P.14-16)の記載を別紙の内容に差し替えます。

2. 「現地連絡体制・緊急連絡網」、「現地業務連絡先届」、の廃止

上記「第2章 安全対策」の「(6) 渡航に伴い実施する事項」(P.16)に記載し、現地渡航の際に提出を求めていた「現地連絡体制・緊急連絡網」と「現地業務連絡先届」の提出を不要とします。

別紙「3-(5) 海外渡航管理システム」を参照の上、「海外渡航管理システム」に渡航情報等を登録してください。

国によっては、安全管理のため、追加で書類の提出が必要な場合や、事前の渡航承認が必要な場合もあります。

第2章 安全対策

JICAと受託者は契約約款第17条（安全対策措置等）のとおり、特記仕様書の「業務従事者配置計画」に記載された業務従事者等の安全確保に最大限協力して努めることとしています。

1. 業務従事者等の安全対策について

(1) 安全対策措置

JICAは安全対策の一環として、事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。本草の根技術協力事業の対象国・地域としている外務省海外安全情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、JICAの安全対策措置に照らし、事業実施可能場所や実施手段等に様々な制約が生じる場合があります。

JICAが提供する「海外安全対策ハンドブック」等の安全対策情報（JICAウェブサイトまたは海外渡航管理システムよりダウンロード可能）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底してください。

国別の「安全対策措置」及び「国別の安全対策マニュアル」は各国・地域の治安状況の変化等により随時改定しますので、渡航にあたっては常に最新版を入手してください。

- JICA 国別安全対策情報

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

- 海外渡航管理システム

<https://tokokan.jica.go.jp>

JICAは、上述の安全対策措置により、現地での急激な情勢の悪化や感染症の流行等を理由として、採択後に契約締結を保留としたり、案件の採択を取消とさせていただきます。また、実施中の事業においては、業務従事者等の身体及び財産の安全を確保するために、危険地域からの退避及びその他安全対策措置を業務従事者等に指示する場合があります。

契約書附属書Ⅱ別紙4「業務従事者配置計画」に記載された「業務従事者」は、経費の計上の有無にかかわらず、すべからくJICAの安全対策措置を遵守いただく必要がある旨、ご了解ください。現地業務補助員についても、安全対策措置の対象となりますが、業務従事者配置計画に記載いただく必要はありません。

(2) 業務従事者の健康、安全管理

業務従事者の健康管理と安全管理については、受託者自身で万全を期してください。特に健康上のリスクがある業務従事者の派遣は避けてください。

事業対象地域への渡航に当たっては、受託者は「(4) 海外渡航管理システム」を参照の上、渡航前及び派遣中において、業務従事者に対し、「海外渡航管理システム」への渡航及び滞在先情報に関する入力および更新を徹底させてください。

初回渡航時には JICA 在外事務所・支所において安全管理ブリーフィングを行うことがあります。

また、3か月以上現地に滞在する際は、「在留届」を在外公館に提出してください。

(3) 安全対策研修の受講

現地に渡航する業務従事者は、安全に関する JICA の研修の受講が必須となります。JICA ウェブサイト上の「JICA 安全対策研修について」を確認の上、義務または必須とされる JICA 安全対策研修を初回渡航までに受講してください。ただし、日本語による研修内容の理解が困難な業務従事者については、この限りではありません。

詳しくは以下をご参照ください。

➤ JICA 安全対策研修について

<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

(4) 海外渡航管理システム

JICA では、「海外渡航管理システム」を活用して、有事の際に対象地域に滞在している関係者の情報を検索し、対象者に対して注意喚起や安否確認の情報を発信します。対象者は同システムを通じて安否について回答します。

海外渡航管理システムのアカウントは、JICA 国内機関が発給申請を行います。受託者は、渡航者が確定したら、名前とメールアドレスを JICA 国内機関に連絡ください。なお、他事業に参画されている等で既に登録済みの場合は、改めての申請は不要です。申請が完了すると、アカウント仮登録完了のメールが届きます。仮登録メール受信後、24 時間以内に同システムにアクセスして本登録を完了してください¹。

現地渡航の予定が決まり次第、海外渡航管理システムに個人情報（氏名、連絡先、緊急連絡先等）及び渡航予定情報（出発日時、到着日時、便名、宿泊先情報等）や保険情報、研修受講情報等を登録し、出発までに全ての情報の登録が完了するようにしてください。安全管理のため、国によっては別途早めにデータ登録の締切を設けている場合があります。現地到着後も滞在先や帰国予定等、登録した情報に変更が生じた場合には必ず同システムにアクセスして情報を更新してください。国によっては安全管理のため、追加で書類の提出が必要な場合や、事前の渡航承認が必要な場合もあります。

注意喚起や安否確認を行う事態が発生した場合、登録のメールアドレスに海外渡航管理システムからメッセージが一斉に送信され、受信者は同システムを通じてメッセージの確認や安否状況の回答が可能となります。

海外渡航管理システムに入力した渡航者情報は、外務省の海外安全情報配信サービスである「たびレジ」にも連携しており、在外公館からの安全情報や緊急一斉メールも配信されます²。

¹ 万が一、24 時間経過した場合は、ログイン画面の「パスワードが不明な方はこちら>」のリンクをクリックしてパスワードの再発行を行ってください。

² 渡航管理システム導入前は、「たびレジ」への登録を必須としていましたが、このシステム導入により、「たびレジ」登録は不要とします。

➤ 海外渡航管理システム

<https://tokokan.jica.go.jp>

(5) 海外旅行保険への加入

開発途上国では、様々な安全上のリスクが生じます。また、急病やケガ等への対応に、非常に高額な経費がかかる場合があります。これらの経費は受託者にて間接経費より負担いただくこととなります。

現地に渡航する業務従事者については、契約書約款第24条にて、保険加入が義務付けられています。必ず、十分な補償内容の海外旅行保険（緊急移送サービス付き）にご加入ください。毎回の現地渡航に際し、保険加入状況（保険会社名、保険会社連絡先電話番号、保険証券番号など）を海外渡航管理システムに入力してください。

保険料は間接経費にて計上ください。（経理処理ガイドライン2020年4月版17頁【間接経費】参照）。

また、現地から関係者が来日して研修や業務等に従事する場合も、本邦研修期間における生命、財産、身体への損害などに関する保険加入については受託者が責任を負いますので、適切に保険を付保ください。なお、保険加入状況（保険会社名、連絡先電話番号、保険証券番号等）は、「研修員受入連絡届」により確認を行います。第三国研修にかかる「研修員受入連絡届」はJICA国内機関からJICA在外事務所に共有します。保険料は受入諸費にて実費計上ください。（経理処理ガイドライン2020年4月版28頁【直接経費・国内活動費（1）受入諸費（1）定義・考え方】参照）。なお、渡航にあたっては、JICA安全対策措置に従っていただく必要があります。

(6) 安全対策にかかる経費

安全対策にかかる経費は、直接経費の海外活動諸費にて計上いただくことが可能です。事業対象国・地域の治安状況により採択後に安全対策に必要な経費（警備員備上費用等）の計上をお願いすることがあります。